

營業税法

ゲーム内通貨取引サービスに係る營業税の認定基準について

財政部が公表した解釈通達によると、オンラインゲームのプレイヤーにゲーム内通貨取引サービスを提供する事業者は、以下の条件をすべて満たす場合、支払価格と受取価格の差額に対し營業税が課されます。事業者は、2枚綴りの統一發票を発行し、その控えを保管しておく必要があります。

1. ゲーム内通貨の売り手と買い手の両方とも個人であり、事業者は実名による本人確認の仕組みを設けている。
2. オンライン取引プラットフォーム上で、売り手と買い手のそれぞれのゲーム内通貨に対する台湾ドルの換算レートが公開されている。
3. 契約履行保証に基づき売り手がゲーム内通貨を前渡しし、買い手が代金を前払いする仕組みである。
4. ゲーム内通貨取引サービスの明細リスト、売買代金の授受などに係る資料を提供可能。

例を挙げて図示すると以下の通りとなります。



注: —→ 物流(ゲーム内通貨) ←— 金流(NT\$)

財政部の解釈通達によれば、備えておくべき資料は以下の通りです。

1. ゲーム内通貨取引サービスに係る明細リスト：取引サービスごとに対応した売り手と買い手双方の身元証明書類(例えば、売り手と買い手双方の身分証番号または身元を確認できる銀行口座など)を含めるほか、ゲーム内通貨の授受を行った取引日付、名称、数量、授受した売買代金および徴収した取引サービス手数料の金額を記載すること。関連する証憑書類も保存しておくこと。
2. 売買代金の授受、取引サービス手数料の徴収に関する資料：例えば、売り手と買い手、事業者の銀行口座、小切手、送金依頼書または電子決済口座の入出金履歴など。

PwC台湾の見解：

1. ゲーム内通貨取引を行う事業者(甲)は、一見すると、金流(売買代金)と物流(ゲーム内通貨)を同時に仲介し、ゲーム内通貨を仕入れて販売するという仕入販売モデルのように見えます。この仕入販売モデルに該当する場合、甲から買い手(丙)に対する販売額全額で売上税額が計算されることとなりますが、実際に行われているC2B2C(Consumer-to-Business-to-Consumer(企業による消費者間電子商取引))では、甲(B)は、個人の売り手である乙(C)から仕入税額控除を行うために必要な統一發票を取得することができないため、結果として税負担が増えてしまうという問題が生じていました。財政部は、今回新たに公表した解釈通達によって、業界の特性やC2B2Cという取引モデルの特殊性を考慮し、この種の取引における税負担の合理化を図るとしています。また、この解釈通達の公表時にまだ税額が確定されていない案件については、この新規定を適用可能です。
2. なお、売り手の乙が個人ではなく事業者である場合(B2B2C)、事業者の甲は乙から統一發票を取得し仕入税額控除を行うことができます。この場合、甲は、買い手(丙)から受け取る代金NT\$1,000に対して統一發票を発行し、乙から取得したNT\$929の統一發票をもって仕入税額控除を行うこととなります。結果として、最終的に負担する営業税は、前述のC2B2Cの場合(売り手が個人の場合)と同じになります。

改正「小規模営業人の営業税の課税基準」の正式公表

財政部は先般12月12日に改正「小規模営業人の営業税の課税基準」を正式に公表しました。従来の営業税の免除基準は、物品販売の場合は売上高が月額NT\$8万未満、役務販売の場合はNT\$4万未満ですが、改正後はそれぞれNT\$10万未満、NT\$5万未満となります。改正基準は2015年1月1日から施行開始されます。

所得税法

改正中小企業発展条例に定める租税優遇措置の営利事業者の基本所得額への加算

財政部は、2024年8月7日に公布された改正中小企業発展条例に定める「24歳以下または65歳以上の台湾籍の一般従業員の新規雇用」および「台湾籍の一般従業員の昇給」に係る給与の割増損金算入に伴い、当該割増損金算入額を2024年1月1日より営利事業者の基本所得額に加算する旨の改正を予告しました。

租税優遇措置

經濟部と財政部が「中小企業発展条例」関連子法の改正案を公表

2024年8月7日に改正中小企業発展条例が公布されましたが、先般12月4日に經濟部と財政部から関連子法の改正案が正式に公表されました。公表された「中小企業の研究發展支出の投資控除の適用弁法」、「中小企業の新規雇用従業員の給与に係る割増損金算入に関する弁法」、「中小企業の従業員の昇給に係る給与の割増損金算入に関する弁法」の改正案は、若干の文言修正があった以外は先般予告された改正案と同じ内容となっています。(改正案のポイントについては、本紙2024年11月号をご参照ください。)

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
北川徹	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23057	toru.tk.kitagawa@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
石浦裕	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23400	yu.i.ishiura@pwc.com
曾彦翔	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23405	sean.tseng@pwc.com
			www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.